

子ども・子育て支援新制度説明会資料

※2／3県説明会において説明のあった箇所掲載ページを抜粋して
いますので、連番ではありません。

保育の必要性の認定について

平成26年1月24日

保育の必要性の認定に係る「事由」について（全体像）
（これまでの議論を踏まえた整理）

現行の「保育に欠ける」事由
（児童福祉法施行令27条・再掲）

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること（就労）
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害）
- ④同居の親族を常時介護していること。（同居親族の介護）
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥前各号に類する状態にあること。（その他）

新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
 - ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
 - ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
 - ・起業準備を含む
- ⑦就学
 - ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

【対応方針】

〔保育標準時間、保育短時間の区分について〕

- ▶新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と、主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行う。その際には、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから、大括りな2区分とする。
- ▶具体的には、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間(利用)」、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間(利用)」の2区分とする。その場合の、「保育標準時間」の就労時間の下限は、1週当たり30時間程度とすることを基本とする。「保育短時間」の下限については、P30以降参照)
- ※これまで、保育認定に関する区分として記載していた「長時間(利用)」、「短時間(利用)」については、それぞれ「保育標準時間(利用)」、「保育短時間(利用)」とした上で、教育標準時間認定(標準時間(利用))を「教育標準時間(利用)」とする。

〔保育必要量について〕

- ▶保育必要量は、給付(委託費)の支給対象として、それぞれの家庭の就労状況等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として設定し、施設・事業者においては、利用定員に応じ、その枠に対応した体制をとることとする。
- ▶この考え方にに基づき、年間の日数の枠としては、現行制度における保育所の年間開所日数(約300日)と同様とする。
 - ※1年間のうち、一般的に休日である日曜日のほか、国民の祝日の日数を考慮し、約300日間(1ヶ月25日間)の開所を求めている。
 - ※労働基準法上、原則として、毎週少なくとも1回の休日付与が義務付けている。
- ▶時間数の枠については、「保育標準時間」「保育短時間」の区分に応じて、以下の通りとする。
 - ・「保育標準時間利用」の保育必要量としては、現行制度における保育所の開所時間である1日11時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均275時間(最大292時間・最低212時間)とする。
 - ※現行制度における保育所の開所時間は、1日に7～8時間前後の勤務に従事し、労働基準法に定められた45分～1時間の休憩時間を取り、通勤にそれぞれ1時間前後を要するという、一般的なフルタイム就労の勤務形態を想定したもの。また、保護者の勤務先によって始業時間と終業時間が異なることにも留意が必要である。
 - ・「保育短時間利用」の保育必要量としては、原則的な保育時間である1日当たり8時間までの利用に対応するものとして、1ヶ月当たり平均200時間(最大212時間)とすることを基本とする。
 - ※延長保育事業との関係は、現行の取扱いを踏まえ、1日当たりの保育必要量との関係を基に整理する。

<現行制度と新制度における「保育標準時間」及び「保育短時間」の比較イメージ>

	現行制度	新制度
対象児童	保育に欠ける児童	保育の必要性の認定を受けた児童
認定区分	1区分 ※A時間以上 <i>新居浜市の場合 200~250時間/月程度</i>	2区分 ※保育標準時間 平均275時間/月(212時間超・292時間以下) 保育短時間 平均200時間/月(212時間以下)
保育料	応能負担 ※C円/月	応能負担 ※保育標準時間 C円/月 保育短時間 C円×一定割合/月
利用定員	一律 例)90名	保育標準時間と保育短時間に分けた定員設定も可能 例)保育標準時間:60名 保育短時間 :30名

<「保育標準時間」及び「保育短時間」の区分を設けることによるメリットについて>

①保育の利用者負担

>保護者がパートタイム就労による保育短時間認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で保育を受けることが可能

※利用者負担については、教育標準時間認定を受ける子どもと保育認定を受ける子どもの整合性の確保に配慮して検討することが必要

②保育の受けやすさ

>保育所等が認定区分に応じた利用定員を設けた場合、「保育短時間」認定の子どももその利用定員の範囲内において、保育を受けやすくなることが可能

【対応方針】

〔保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定に当たっての考え方〕

- 保育短時間認定に係る範囲については、保護者の就労実態等を踏まえ、適切な保育の利用を通じて、子どもの健やかな成長を保障し、ひいては子どもの最善の利益を確保していく上で必要な水準を定める。
- 保育認定に当たっては、全国的な公平性の確保の観点からは、極力、収斂、一本化していくことが必要であり、その際、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除き、フルタイムのほか、パートタイムなど、すべての就労形態に対応していくことを基本とする。
- 保育短時間の認定に当たっては、上記のパートタイムの形態で働いているケースを中心に対象とすることから、フルタイム労働よりも就労時間が短いことを前提に、一定の時間以上の就労について対象とする。
- その際には、多様な就労形態に対応する観点や、各市区町村における実態を踏まえつつ、フルタイム就労の場合とのバランスを考慮して設定してはどうか。具体的には、フルタイム就労者は
 - ・1週当たりの就労日数を週5日としていることが一般的と考えられること
 - ・1日当たりの就労時間を7時間以上としている事業所が大半であることを踏まえ、この半分以上、就労していることを目安として設定する。
- その上で、地域ごとの就労の実情が多様であり、それを反映した市町村の運用にも幅があることを踏まえ、案3として、1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。

<案1>

- 新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上とすることを基本とする。(現行制度との関係の整理については、後述)

<案2>

- 新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり64時間以上とすることを基本とする。(現行制度との関係の整理については、後述)

<案3>

- 新制度における保育認定(保育短時間認定)に当たっての就労時間の下限については、現行制度における実態を踏まえ、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とする。(現行制度との関係の整理については、後述)

<論点③> 現行制度等との関係をどう整理していくか

【検討に当たっての視点】

- 現行制度で保育所に入所している子どものうち、新制度では「就労・保育短時間」として認定され得る子どもは、新制度への切替時に「保育必要量」=利用可能な量が減る可能性が生ずることになるが、これらの子どもについてはどのように取り扱うべきか。

※公定価格や利用者負担のあり方にも関連。

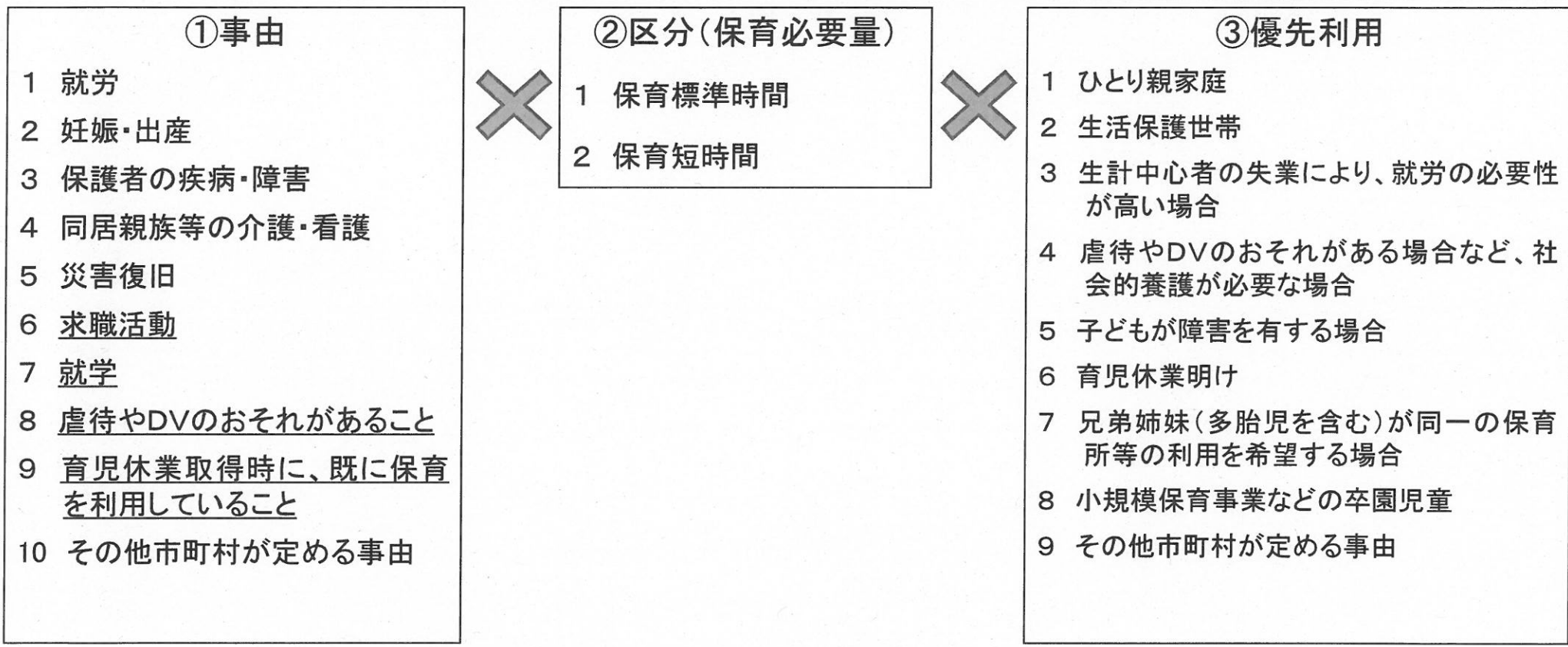
- 保育標準時間・保育短時間の区分を設けるに当たり、新制度の施行を境に保育の利用可能な時間数が減る(不利益変更)ことがないよう、新制度への切替時に、「就労・保育短時間」と認定され得る子どもについては、現在の保育の時間数を経過的に保障しながら、必要に応じて保育短時間の選択も可能とするような措置について、検討する必要があるのではないか。
- 新制度への切り替えに伴い、認定の下限等を設定する際、現行制度では、異なる取扱いをしている市区町村について、どのように取り扱うべきか。
 - 同じく、新制度の施行を境に保育の利用ができなくなる(不利益変更)ことがないよう、新制度への切替時に、「就労・保育短時間」と認定され得る子どもについては、市町村事業計画との関係を踏まえながら、経過的な措置について、検討する必要があるのではないか。
 - 認定の下限との関係で、一時預かり事業を柔軟に活用できるよう、検討する必要があるのではないか。
 - 特に、上記の参考によると、就労時間の下限分布には市区町村によって、バラツキが見られるところであり、これを踏まえると、上記の通り、現行の就労時間の下限と今般設定する下限の関係によっては、各市区町村において、
 - ・下限時間が現行よりも引き上がった場合
 - ・下限時間が現行よりも引き下がった場合について、配慮することが必要ではないか。

【対応方針】

- 現行、就労時間の下限を「1ヶ月当たり48～64時間以上」(案3の場合)以外に設定している市区町村においては、保育の量的確保等に時間を要すること等を考慮し、最大で10年間程度の経過措置期間を設け、対応することを可能とする。
- 現在、保育所に入所している児童については、市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、引き続き、保育所に入所することができる経過措置を講ずる。

保育の必要性の認定について（これまでの議論を踏まえたイメージ）

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>

Aグループ(10点)	○○ ○○ □□ □□	計	X人
Bグループ(9点)	△△ △△ □□ ○○	計	Y人

※ 保育短時間も同様

➔

利用調整へ
(P58)

4. 認定方法その他について

〔認定方法〕

- 教育標準時間認定については、市町村における3歳以上児であること(かつ満3歳以上・保育認定申請をしない)及び保護者の所得を確認することをもって、利用者負担の設定とともに認定するなど、認定証の発行を含め、簡素な手続きについて検討。

【対応方針】

- 法律上は、市町村からの認定を受けた後で施設へ利用申込みすることが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する場合には、現行の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設(幼稚園、認定こども園)を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本とする。
 - ※ 入園予定の施設の内定が得られず利用施設を探す場合や、年度途中で転入し入園予定の施設がすぐに決まらない場合などは、法律の想定どおりに保護者が市町村に直接認定申請を行うことも考えられる。
- 施設への願書提出時点では入園予定の施設が特定されないため、入園内定がとれた時点以降に、入園予定の施設を通じて上記の手続を行うこととする。
- 利用契約(内定、契約の締結など)、認定のそれぞれの時期や、施設経由の申請の法的位置付けなどについて、さらに検討が必要。
 - ※ 所得情報の取扱いについては、確認制度の運営基準において検討。
- 現行制度における利用者が新制度へ移行する場合には、事前の認定手続きを可能とするほか、簡素な手続きについても検討が必要。
 - ※ 介護保険は施行半年前から事前の認定手続きを開始。

〔認定期間〕

○ 認定の有効期間を何年とするか。

※ 満3歳未満・保育認定から満3歳以上・保育認定への切替は職権変更。

※ 保護者の失業時の取扱い(求職等との関係)、就労以外の事由の場合の取扱いについても要検討

※ 特例給付の取扱い(保育所における保護者の失業による認定変更に伴う継続利用など。確認制度における定員設定とも関係。)

○ 事由該当の確認、利用者負担等との関係上、現況届を求めることとするか。

【対応方針】

➤ 教育標準時間認定の場合は、有効期間は3年間(小学校就学前まで)を基本とする。

➤ 介護保険のように症状の変化等が認定に大きく寄与する仕組みではないことから、保育認定の有効期間は3年を基本(満3歳以上・保育認定は小学校就学前まで。満3歳未満・保育認定は満3歳の誕生日まで)とする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点までとする。

※例えば、保護者の疾病であれば、入院・療養等が必要なくなった時点、就学であれば学校等を卒業した時点

➤ その上で、現行、運用にバラツキが見られる「求職活動」の取扱いについては、雇用保険制度に基づく失業等給付(基本手当)の給付日数が90日をベースとしていることを踏まえ、検討することとする。

※解雇、倒産以外の一般的な求職者の取扱い(被保険者期間が10年未満の場合)

➤ 現況届は、事由に該当していることの確認や利用者負担の決定の必要性を踏まえ、1年に1回を基本に求めることとする。

〔その他〕

- 支給認定証の様式、申請方法についても、検討が必要。
- その際、支給認定に当たって決定される利用者負担額(＝保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報※の取扱いについて検討が必要。

※ 上記の情報の取扱いについては、施設の運営基準とも関連。

【検討の視点】

- 3年間(小学校就学まで)を基本とする認定期間の考え方に照らし、毎年変わり得るものである利用者負担額は認定証に記載しないこととしてはどうか。
- 利用者負担額を認定証に記載しない場合、別途、市町村から保護者に対して、施設に提出するための利用者負担額を記載した書類を交付する必要があるのではないか。

【対応方針】

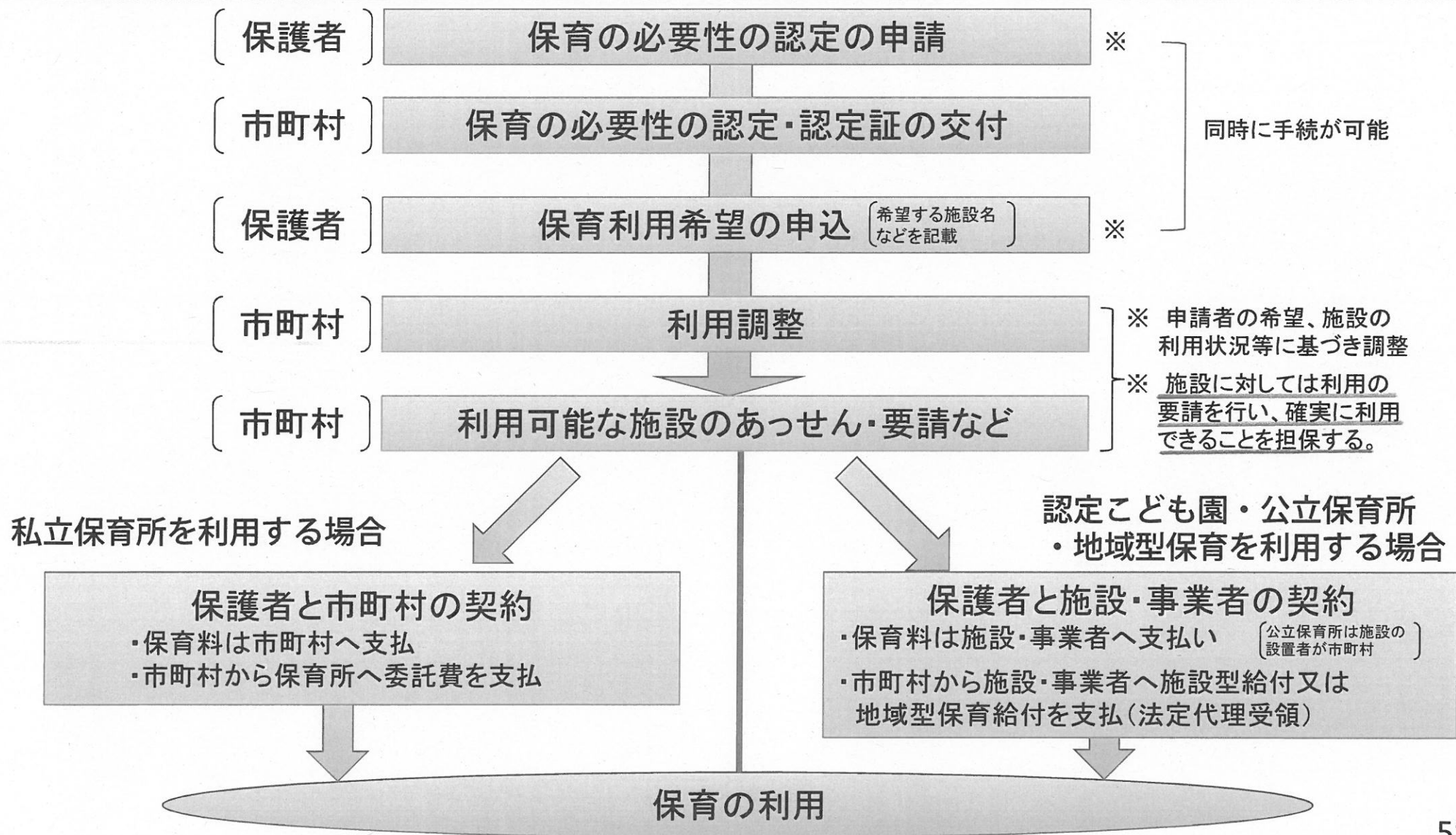
- 支給認定証には毎年変わり得るものである利用者負担額は認定証に記載しないこととした上で、ほかの情報の取扱いについては、更に検討。
- 支給認定に当たって、事由に該当しないと判断する場合、理由の明示が必要。(子ども・子育て支援法第20条第5項)。

【対応方針】

- 現行の保育制度の運用を踏まえ、理由を明示することとする。

(参考) 新制度における保育を必要とする場合の利用手順 (イメージ・再掲)

- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



利用調整（選考）のイメージ①

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

- ①施設・事業所
- 1 A保育園(保育所)
 - 2 B保育園(保育所)
 - 3 C認定こども園(認定こども園)
 - 4 D保育室(小規模保育)
 - 5 Eキッズルーム(小規模保育)
 - 6 F家庭的保育室(家庭的保育)
 - ⋮



- ②希望順位
- 第1希望 A保育園
 - 第2希望 C認定こども園
 - 第3希望 D保育室



- ③申請者の指数
(ポイント)

各施設・事業所の入所順位

<保育標準時間> A保育園	○○ ○○(第1希望)10点
	□□ □□(第1希望)10点
	◇◇ ◇◇(第1希望)9点
	△△ △△(第2希望)9点
	⋮
C認定こども園	△△ ○○(第1希望)10点
	□□ ○○(第2希望)10点
	▲▲ ◇◇(第1希望)9点
	⋮

※ 保育短時間も同様

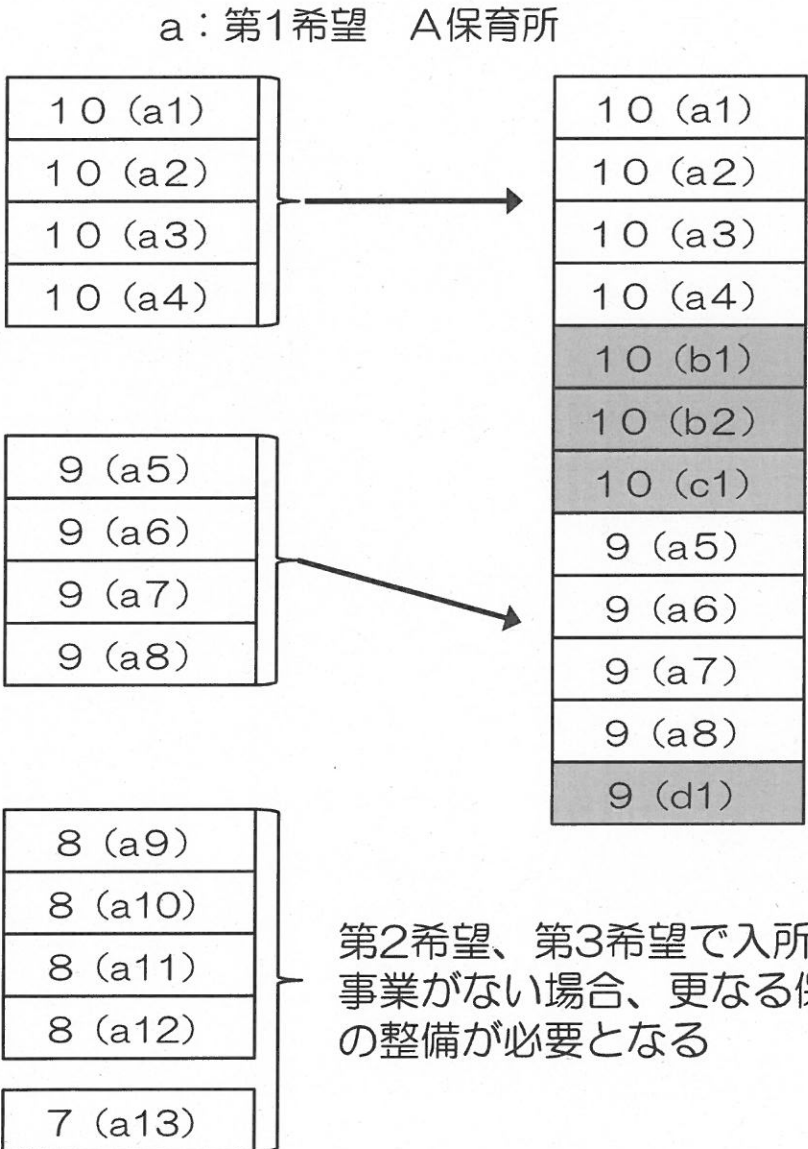


申請者への
通知、利用
手続きへ

利用調整（選考）のイメージ②

A保育所
1歳児 定員12人 申込者13人

○第1希望の施設ごとに申込者を取りまとめ、指数が
高い順に決定 *※継続の場合のみ希望順に利用調整を行う？*



b: 第1希望 B認定こども園 (X)
第2希望 A保育所

10 (b1)
10 (b2)

※B認定こども園に入所不可

c: 第1希望 B認定こども園 (X)
第2希望 C保育所 (X)
第3希望 A保育所

10 (c1)

※B認定こども園、C保育所に入所不可

d: 第1希望 C保育所 (X)
第2希望 A保育所

9 (d1)

※C保育所に入所不可

第2希望、第3希望で入所できる施設・事業がない場合、更なる保育の受け皿の整備が必要となる

確認制度について

平成26年1月24日

○ 上記の制度を前提として、確認制度上の利用定員を設定する際には、施設型給付の対象となる施設類型に応じ、以下のような案をベースに最低数の考え方を整理してはどうか。

※ 地域型保育事業が別途存在するため、施設型給付の対象となる施設のうち、少なくとも保育の必要な子どもを受け入れる施設については、定員20人以上と整理する方が制度全体として整合的。

※ 幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認可外部分については認可定員の概念がないため、施設型給付の対象にするに当たり、確認制度上、利用定員を設定することが必要。

例1: 施設型給付の対象施設の利用定員は、すべて20人以上とする。定員20人未満の既存施設については、特例として施設型給付の対象とする。

例2: 施設型給付の対象施設のうち、保育所と幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園、幼稚園型認定こども園・地方裁量型認定こども園については、最低利用定員を設けない。

例3: 施設型給付の対象施設のうち、保育所と認定こども園の利用定員は、20人以上とする。幼稚園については、最低利用定員を設けない。(幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園は、施設全体では利用定員20人以上に設定する。)

【対応方針】

施設型給付・委託費の対象施設については、地域型保育事業との区分を踏まえ、例3を基本とする。

※既存の幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園については、施設全体で20人未満のものはない。

※地域型保育事業の利用定員の最低数については、認可基準と併せて今後検討。

→市町村や都道府県の事業計画との関係をどのように考えるか。

(参考)「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(概ねの案)」

・市町村・都道府県は、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容、実施時期」について、以下の区分で設定。(地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能)

・1号(3-5歳) ・2号(3-5歳) ・3号(0歳 / 1-2歳)

利用定員の設定

【対応方針】

- ①年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにする必要があること
- ②計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があることを踏まえ以下のとおりとする。

→ {
1号 3-5歳
2号 3-5歳
3号 0歳 / 1・2歳

※地域の実情等に応じてさらに細かい区分で設定することも可能。

※年齢別の受入れ数について、利用者への情報提供に努めることとする。(運営基準の中で更に検討。)

※ただし、柔軟な対応を可能とするため、一定の範囲内で一時的な定員超過を認めることとする。

→市町村や都道府県の事業計画との関係をどのように考えるか。

(参考)「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(概ねの案)」

・市町村・都道府県は、幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容、実施時期」の設定に当たり、保育標準時間・保育短時間は区分しない。(地域の実情等に応じて区分することも可能)

【対応方針】

○保育標準時間、保育短時間は、働き方の状況によって年度途中でも変動が生じうるため、柔軟な対応が可能となり、また自治体の事業計画とも整合性が図られるよう、上記例3(保育標準時間・保育短時間の区分をしないで利用定員を設定する)を基本とする。

その上で、地域の実情等に応じて市町村の判断又は事業者の申請により区分することも可能とする。

【対応方針】

→現行の幼稚園、保育所、認定こども園の情報公表の仕組みやこれまでの議論を踏まえ、情報公表の具体的項目としては、以下のような内容とする。

* 運営基準のあり方に関する検討(基準検討部会)を踏まえ、教育・保育施設、地域型保育事業の類型に応じて、更に検討。

1. 基本情報

(法人)

- ・名称、所在地等連絡先
- ・代表者の氏名等
- ・設立年月日
- ・同一都道府県で運営する教育・保育施設等

(施設)

- ・教育・保育施設の種類(認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所)、地域型保育事業の種類(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)
- ・名称(※1)
- ・所在地等連絡先
- ・事業所番号
- ・施設長の氏名等
- ・認可・認定・確認年月日
- ・連携施設の状況(地域型のみ)
- ・施設設備の状況(居室面積、定員、園舎面積、園庭等の状況)※2
- ・職員の状況(職種ごとの職員数、免許の有無/専従兼務/常勤・非常勤/直接雇用(有期・無期)・派遣別、勤続年数・経験年数等)
- ・職員1人当たり子ども数
- ・過去3年間の退職職員数
- ・利用定員、学級数、在籍子ども数
- ・開所時間等
- ・障害児対応

※1 認定こども園の場合は、その名称および構成する施設(幼稚園、保育所)の名称

※2 既存の幼稚園・保育所から移行した幼保連携型認定こども園の場合、移行特例を適用した施設については、移行特例の適用状況を含む。

2. 運営情報

- ・施設の運営方針
- ・教育・保育の内容・特徴
- ・選考基準
- ・利用手続
- ・利用者に対する事前説明等の状況
- ・事故発生時の対応
- ・利用料等に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む)
- ・障害児保育・特別支援教育、一時預かり、子育て支援、保護者会等の実施状況
- ・給食の実施状況(アレルギー対応を含む)
- ・相談、苦情等の対応のための取組の状況
- ・秘密保持のための措置
- ・自己評価等の結果
- ・子ども・子育て支援法第39条第3項・第5項、第51条第2項・第4項、第57条第2項、第4項の規定により公表
・公示された旨
- ・その他都道府県が必要と認めた事項

vii) 会計の区分

- 会計処理方法について、ア) 法人種別ごとの会計処理、イ) 区分経理、ウ) 使途制限等の取扱いについて、検討が必要。

【対応方針】

- 公費の透明性確保の観点から、運営基準上、教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理を求める。
- その上で、財務諸表の公表を求めていくことを基本とする。(公表方法など運用面等に関する詳細については、今後、更に検討。)

<会計処理に関して、今後、実務面について検討が必要な事項>

- また、会計上の取扱いとして、施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本としてはどうか。

(例) 学校法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・学校法人会計基準を適用

社会福祉法人の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・社会福祉法人会計基準を適用

株式会社等の運営する教育・保育施設、地域型保育事業・・・企業会計基準を適用 など

- 給付費の使途については、区分経理と情報公表を前提とした上で、介護保険制度などを踏まえつつ、検討していくこととしてはどうか。また、私立保育所の委託費の使途については、どのように考えるか。
- 加えて、会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、検討していく必要があるのではないか。

幼保連携型認定こども園の認可基準について

平成25年1月

II. 新設の幼保連携型認定こども園の基準に関する個別論点

1. 学級編制・職員

① 学級編制

幼稚園	<ul style="list-style-type: none">○ 学級を編制することが前提。○ 学年の初日前日に同年齢の幼児での編制が原則(異年齢児での編制も可)。
保育所	<ul style="list-style-type: none">○ 規定なし
認定こども園 (現行)	<ul style="list-style-type: none">○ 満3歳以上の短時間利用児・長時間利用児の共通の4時間程度の共通利用時間は学級を編制しなければならない。※ 認定こども園を異なる施設が構成する場合においても、一体的に合同保育を行うことができる。

【対応方針】

- 保育認定の有無にかかわらず、満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間は学級を編制する。
(上記以外は、学級編制を求めない。)
- 保育認定を受けない1号子ども(注)も保育認定を受ける2号子どもも、一体的に学級編制することを基本とする。
- 学級編制は、年度の初日前日に同年齢の幼児での編制を原則とする。ただし、地域の実情等によって、異年齢児での学級編制をすることができる弾力的な取扱いを認める。
- 学年途中で満3歳に達した子ども(3号子どもから2号子どもへの職権による変更)の取扱いについては、各園において子どもの状況等を踏まえ、弾力的な取扱いを認める。

(想定される対応例)

- ① 年度中は3歳未満児クラスに残る
- ② 3歳児学級(年少)へ移る
- ③ 3歳児学級(年少)とは別に、満3歳児学級を設ける 等

※ 年齢に応じた給付に対する考え方(年度の初日の前日の満年齢による算定にするかどうか等)については、公定価格の議論において検討する。

(注)本資料上においては、子ども・子育て支援法第19条第1項に基づく認定区分について、以下の略称を用いている。

- 1号子ども : 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する場合
- 2号子ども : 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する場合
- 3号子ども : 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する場合

【対応方針】

- 満3歳以上の子どもの教育課程に係る教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定する。
- 満3歳以上の子どもの学級には、職員配置基準上の職員等により、専任の保育教諭(※)を1人置かなければならないこととする。
 - ※ 特別な事情があるときは、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助教諭又は講師による代替も可。
- 1学級の幼児数は、35人以下を原則とする。

※ 具体的な職員配置基準(教育課程に係る教育時間の職員配置や常時2人以上の配置を含む)については、指導計画の作成・教材開発・園内研修・子育て支援活動などの時間の確保、職員配置の改善分について考慮しながら、公定価格の議論において検討する。

(参考:幼稚園長、保育所長の免許・資格の保有状況)

幼稚園長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率:53.4% (平成24年度幼児教育実態調査) ● 免許・資格の保有状況(複数回答)(平成22年度学校教員統計調査、平成24年度幼児教育実態調査) 幼稚園専修免許 1.7%、幼稚園1種免許 38.6%、幼稚園2種免許 22.1% 小学校免許 17.8%、中学校免許 22.7%、高等学校免許 19.7%、保育士資格 29%
保育所長	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率:48.7% (ベネッセ教育総合研究所2012年10月~12月調べ) ● 免許・資格の保有状況(複数回答)(平成23年度保育所運営の実態とあり方に関する調査研究報告書 日本保育協会) 保育士資格72%、幼稚園免許(2種含む)48%

【対応方針】

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者とする。
 - ・ 教育職又は児童福祉事業の内容は、基本的に現行の取扱いを踏襲する。
 - ・ 「5年以上」の経験は、教育職及び児童福祉事業の経験を合算することも可とする。

- ただし、上記と「同等の資質」を有する者についても認めることとする。

- 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、「教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者」と同等と認められるものとして、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が認めた場合とする。

※ 運用上、「同等の資質」を有することを設置者が判断する際の指針となる具体的な考え方(例:園長研修の受講等)を示す。

※ 国は、園長研修の実施体制を検討するとともに、すでに施行されている免許・資格の併有促進の特例制度の活用促進や、免許・資格を併有するための環境整備に努めることとする。

※ 施行から5年後を目処に、幼保連携型認定こども園の園長の免許・資格の保有状況や研修の実施・受講状況やその内容の検証等を踏まえ、「同等の資質」を有する者の取扱いについて、見直しを検討する。

- これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。

【対応方針】

- 園舎の階数については、2階建以下が原則。特別な事情がある場合(例:地形の特殊性、土地利用の現況、その他地域の実情等を考慮する必要がある場合)は、3階建以上も可。
 - 保育室等の設置階(※1)については、
 - ・ 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、1階に設置することを原則とし、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等)を備える場合は、2階に設置可。
 - ・ 満3歳未満の子どもに係る乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所については、園舎が耐火建築物で保育所で求められている待避設備等(階段、待避上有効なバルコニー、転落防止設備等(※2))を備える場合は、3階以上に設置可。(満3歳以上の子どもの保育室等については、3階以上の設置は原則(※3)不可。)
- ※1 設置階の判断にあたっては、避難階など地上に容易に出られる階を1階と考える。(従って、傾斜地等では、同一建物に複数1階が存在する場合があります。)
- ※2 建築基準関係法令の上乗せ規制(保育室等が4階以上の場合の屋外階段の設置)については、保育所における上乗せ規制の見直しと合わせて検討が必要。
- ※3 ただし、園庭面積として屋上の面積算入が認められる要件(P18⑤-3運動場の設置・面積(屋上の取扱い)参照)①~⑤を満たす屋上を有しており、当該屋上が保育室と同じ階又は保育室がある階数の上下1階の範囲内に位置している場合は、原則に対する例外的な取扱いとして、満3歳以上の子どもの保育室等についても3階以上の設置を認める。

③-2 食事の提供(提供方法)

幼稚園	○ 提供方法に関する規定はなし。
保育所	<p>○ 食事の提供は、施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上児に対する食事について、外部搬入によることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。 ② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。 ⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 <p>○ 満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。 ※ 当該特区については、平成28年に構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による再評価を実施予定。</p> <p>○ 弁当持参は不可。</p>
認定こども園(現行)	<p>○ 食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。</p> <p>○ 弁当持参は、保育に欠ける子の場合、保護者の了解が得られれば可。(幼稚園型、地方裁量型のみ)</p>

【対応方針】

- 食事の提供は、自園調理を原則とし、満3歳以上の子どもについては、現行の保育所における要件を満たす場合に限り、外部搬入を可とする。
- 満3歳未満の子どもに対する食事の外部搬入は、公立も含め不可。
- 食事の提供を求める子ども(2号子ども、3号子ども)に対しても、保護者が希望する場合や園の行事等(例:園で「お弁当の日」を設定する等)の際には、弁当持参を認める弾力的な取扱いとする。

Ⅲ. 既存施設からの移行の特例に関する考え方

(1) 既存の幼稚園、保育所からの移行の場合

既存施設(幼稚園、保育所、幼稚園型・保育所型認定こども園)から、新たな幼保連携型認定こども園へ移行する際の認可基準は、Ⅰ.「基本的な考え方」の質の確保に関する基本的な考え方と円滑な移行の確保に係る要請とのバランスにも留意し、現在適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められている幼稚園・保育所の基準の特例を下回らない特例制度を基本とする。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、質の確保に留意しつつ、既存施設の有効活用や円滑な移行に配慮し、既存施設からの移行の特例を設ける。
- なお、移行特例を適用した施設については、新たな基準に適合する努力義務を実質的に促すため、確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表する。
その上で、施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討することとする。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、移行特例は設けない。

(2) 現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合

法律上新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされる現行の幼保連携型認定こども園については、新たな基準に適合するよう努めることを前提に、認可基準において、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける。

(具体的な考え方)

- 既存施設の敷地面積や建物面積の関係から、事後的に基準を満たすことが容易ではない「設備」に関しては、現行の幼保連携型認定こども園の基準を適用する。
- 「設備」と異なり、物理的な制約がない「学級編制・職員」「運営」については、新設の幼保連携型認定こども園と同じ基準とする。

地域型保育事業について

平成26年1月24日

2. 地域型保育事業の検討に当たって

(1) 地域型保育事業のコンセプト

➡ 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援する。

- 大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
- 多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供
- 保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態からの移行

(2) 地域型保育事業の位置付け(性格)について

- 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業(以下「地域型保育事業」という。)は、児童福祉法において児童福祉施設(7条)として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される事業として位置付けられている。
- そのため、多様な場所、規模・提供形態を前提とする事業として、質の確保方策を検討し、その上で、保育所(児童福祉施設)に準じた規制が必要な場面においては、適宜、対応する必要がある。

<各事業の特徴>

	家庭的保育事業	小規模保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業
形態	・家庭的な雰囲気の中で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施	・比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施	・企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施	・住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施
規模	・少人数(現行は家庭的保育者1人につき、子ども3人) ※家庭的保育補助者がいる場合は子ども5人まで	・ <u>6~19人まで</u>	・様々(数人~ <u>数十人程度</u>)	・ <u>1対1</u> が基本
場所	・家庭的保育者の居宅その他様々なスペース	・多様なスペース	・事業所その他様々なスペース	・利用する保護者・子どもの居宅

<対応方針概要>

	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内 保育事業	居宅訪問型 保育事業
		A型	B型	C型		
設備	保育を行う専用居室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室 2歳児 保育室	—
	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	—
面積	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡	乳児室／ほふく室／ 保育室 1人3.3㎡	定員20名以上 保育所と同様 定員19名以下 小規模保育(A型、B 型)と同様	—
	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	1人3.3㎡(2歳児)	—

例4 事業所内保育の定員の地域枠

➤定員の増加に伴って、自動的に地域枠の定員も増加させるのではなく、例えば、以下の表のような、概ね10名ずつの定員区分を設け、各区分ごとに地域枠の定員を概ね1/4~1/3程度となるよう、固定化し、利用定員の柔軟な変動をしやすい上で、国として考える基準をお示し、これを踏まえ、市町村が各地域の実情に応じて決定することができる。(例えば、下記定員区分6~10名の地域枠について1名又は2名にするなど)

➤その際、1名~30名までの区分については、

- ・地域型保育事業実態調査において、30名未満の施設が8割以上を占めているほか(P12参照)
- ・平成21年地域児童福祉事業等調査においても、30名未満の施設が定員規模ベースで6割以上、利用児童数では75%程度を占めていること(P57参照)

から、よりきめ細かい定員区分及び地域枠の定員設定を行う。

➤また、61名以上の事業については、地域枠を認可保育所1ヶ所分(20名)に固定する。(自発的にそれ以上の地域枠を設けること自体は可能)

(最大)

<定員設定例>

定員区分		地域枠の定員	目安
1名~10名	1名~5名	1名	家庭的保育事業×1ヶ所程度
	6名・7名	2名	
	8名~10名	3名	
11名~20名	11名~15名	4名	家庭的保育事業(補助者付き)×1ヶ所程度
	16名~20名	5名	
21名~30名	21名~25名	6名	小規模保育事業(下限)1ヶ所+1名程度
	26名~30名	7名	
31名~40名		10名	認可保育所の半分程度(特例保育所と同程度)
41名~50名		12名	小規模保育事業(下限)×2ヶ所
51名~60名		15名	家庭的保育事業(補助者付き)×3ヶ所程度
61名~70名		20名	認可保育所(下限)×1ヶ所程度(以下20名で固定)
71名~		20名	

地域子ども・子育て支援事業について

平成26年1月24日

地域子ども・子育て支援事業の概要について

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。

①利用者支援事業【新規】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業（参考：資料5-2）

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業（参考：資料5-3）

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業(参考:資料5-4)

⑨延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業(参考:資料5-5)

⑩病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業
(参考:資料5-6)

⑪放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業(参考:資料5-7)

利用者支援事業について

平成 26 年 1 月 24 日

地域子育て支援拠点事業の地域機能強化型と利用者支援事業の整理について

平成25年度

地域子育て支援拠点事業

一般型

- ・親子の交流の場の提供
- ・子育てに関する相談・援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て支援に関する講習等

+

地域支援機能

+

利用者支援機能

※実施場所は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設。

※利用者支援事業について

- 自治体によって、子育て支援事業等の必要情報が異なることから、補助交付額に違いを持たせることとする。

《例》

- ☆基本型《施設・事業の総合的な利用者支援》
- ☆特定型《特定の施設・事業の利用者支援》

- 基本型については、常勤職員の人件費を支援（地域機能強化型においては非常勤職員分を支援）

(注1) 地域子育て支援拠点で利用者支援事業を実施する場合には、相当する事業費が含まれていることから「地域支援」は加算しない。

再編

平成26年度(案)

改 地域子育て支援拠点事業

- ・親子の交流の場の提供
- ・子育てに関する相談・援助
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て支援に関する講習等

+

地域支援 (注1)

※実施場所は、地域子育て支援拠点事業を実施している施設。

【※新規】 利用者支援事業

総合的な利用者支援の実施

- ・「個別ニーズ」の把握〔情報集約・相談〕
- ・地域にある施設・事業の総合的な利用者支援〔情報提供・利用支援〕
- ・関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくり〔連絡調整・広報啓発〕

など

※実施場所は、自治体の判断で決定。

機能強化

公定価格・利用者負担の 主な論点について

平成26年1月24日

子ども・子育て新制度における公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。

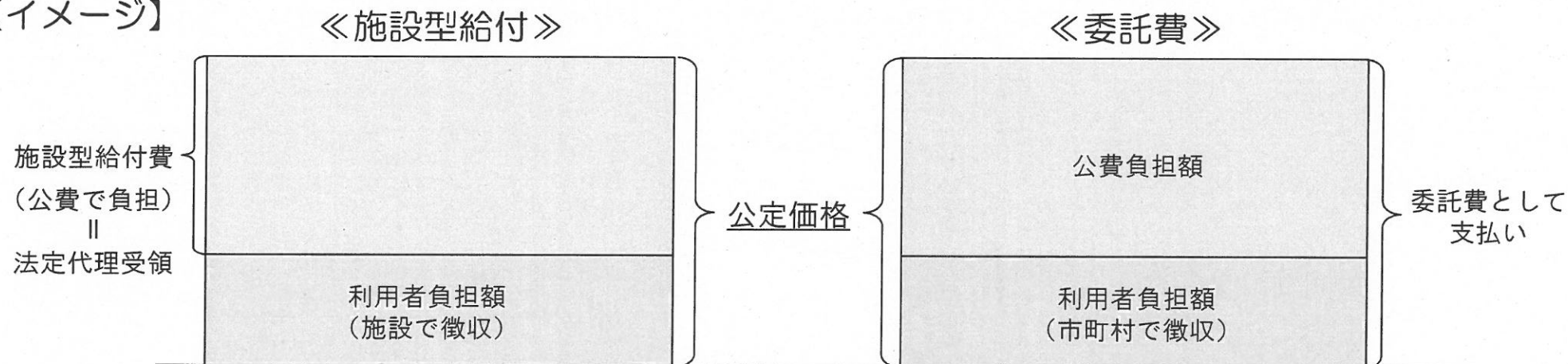
（子ども子育て支援法27条、29条等）

「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

- 今後、公定価格及び利用者負担について、具体的な水準等の検討が必要。

【イメージ】



【参考：子ども・子育て支援新制度の施行に向けて検討中の各事項の関係（公定価格関係）】

保育の必要性の認定

➤給付等の支給に当たって必要な認定の基準等

・認定区分

- ①教育標準時間認定(3歳以上)
- ②保育認定(3歳以上)、③保育認定(3歳未満)

・保育必要量

(保育標準時間・保育短時間)

認可基準等

➤施設・事業の適切な運営を確保するための基準等

・職員配置基準

・施設基準

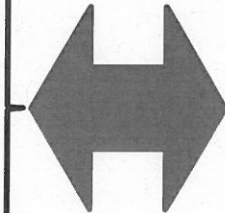
・施設・事業に求める実施内容等

確認制度

➤公費による財政支援の対象となることを確認するための基準等

・利用定員

・運営基準



公定価格

➤左の各事項を踏まえ、教育・保育に要する費用を算定

○共通要素①

・認定区分・年齢別

・保育必要量

・利用定員別

・地域区分別

○共通要素②

・人件費

・事業費

・管理費

○各種加算等

○その他

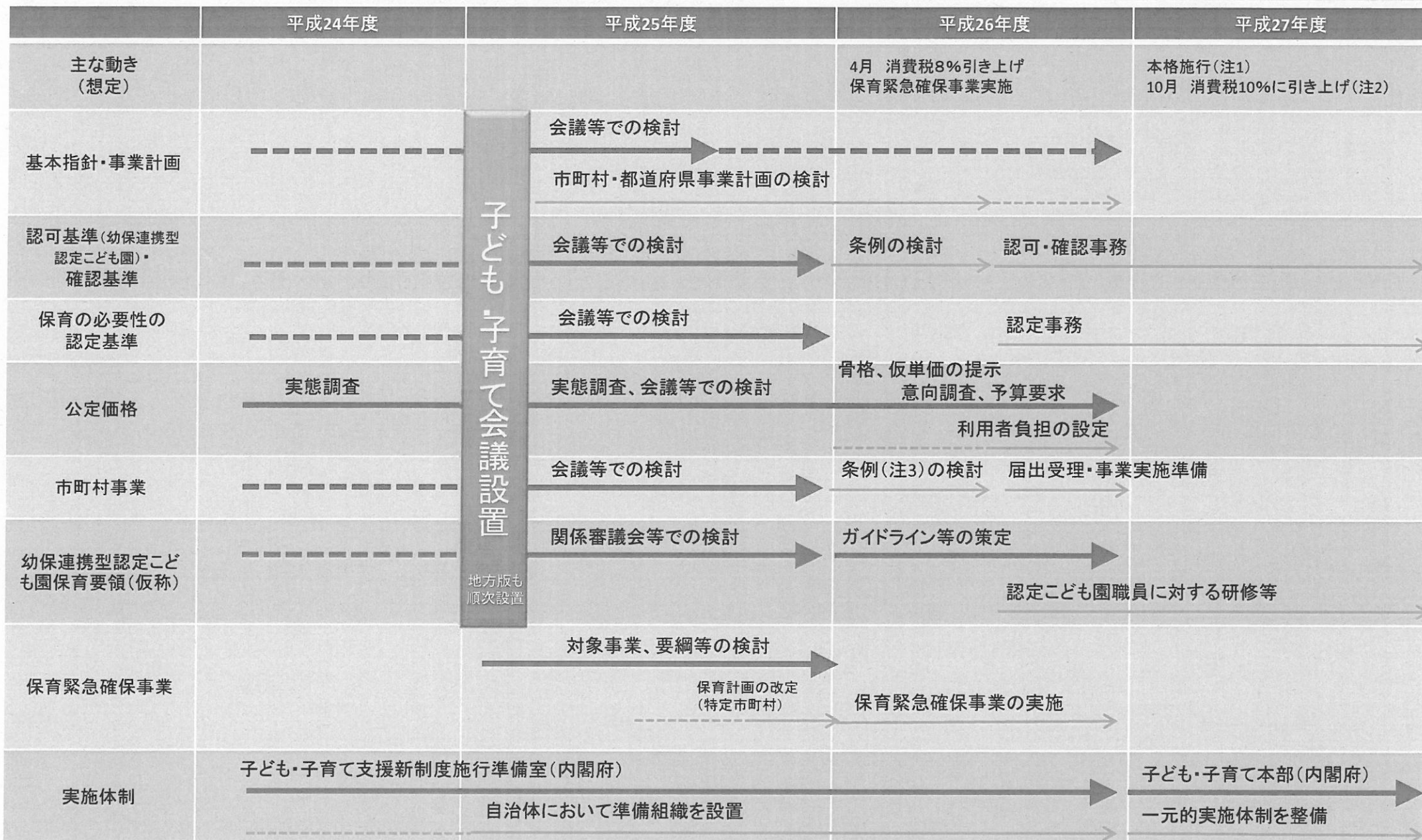
利用者負担

・利用者負担の水準

・実費徴収、上乗せ徴収

参考・本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

→ 国で実施 → 自治体で実施



子ども・子育て会議設置

地方版も
順次設置

(注1) 本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(注2) 消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

(注3) 地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。